令和８年度札幌市エゾシカ捕獲業務（囲いわな）
仕　様　書

Ⅰ　一般事項

１　適用範囲

⑴　この仕様書は「令和８年度札幌市エゾシカ捕獲業務（囲いわな）」（以下「本業務」という。）に適用する。

⑵　契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

２　用語の定義

この仕様書において「指示」「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

⑴　「指示」とは、委託者が受託者に対して指導助言することをいう。

⑵　「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、委託者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。

⑶　「承諾」とは、受託者があらかじめ書面等により委託者の同意を得ることをいう。

３　受託者の業務

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

⑴　関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

⑵　この業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

⑶　定められた期間内に業務を完了するよう、進捗の管理に努めること。

⑷　業務の実施にあたり、契約書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。

４　疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の本業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

５　業務処理責任者

⑴　本業務の処理について、業務処理責任者を定め、委託者に通知すること。また、業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

⑵　業務処理責任者は、契約書、図書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。

⑶　業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

６　書類について

⑴　受託者は、契約後、所定の様式により関係書類を委託者に遅延なく提出しなければならない。

⑵　承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

7　打合せ

⑴　打合せは本業務の着手時及び報告書提出前に実施するものとし、受託者は、すべての打合せの結果を書面に記録し、その都度委託者の確認を受けなければならない。なお、打合せの方法は、オンラインミーティングなどの方法も可とする。

⑵　業務処理責任者は、打合せに必ず出席すること。

8　業務の完了

受託者は、本業務を完了したときは、速やかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

9　その他

⑴　この仕様書及び契約書に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

⑵　委託業務の成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。また、成果物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

⑶　受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

⑷　委託業務の成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。

⑸　本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

⑹　本業務に関する不都合等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。

⑺　本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

⑻　本業務の履行において使用する商品・材料、製作物等は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき環境に配慮したものとすること。

⑼　現地踏査、現地調査等の実施にあたっての土地への立入り申請等、必要な手続きについては受託者が実施すること。

Ⅱ　業務内容

1　業務名称

令和８年度札幌市エゾシカ捕獲業務（囲いわな）

2　業務目的

石狩地域におけるエゾシカの個体数の増加や市街地周辺への定着などにより、札幌市内においてもエゾシカによる交通事故や市街地への出没事例が増加しているほか、農林業被害や生物多様性への様々な影響なども問題となっており、エゾシカの個体数削減は喫緊の課題となっている。

本業務では、市街地周辺において、エゾシカを捕獲し、生息密度を低下させることにより、エゾシカの市街地出没の抑制及び各種被害の防止を図ることを目的とする。

3　業務の履行期間

契約の日から令和９年３月26日（金）まで

4　業務実施場所

南区硬石山

5　業務内容

⑴　計画準備

ア　業務計画書の作成

業務を効率的に実施するため、業務計画書を作成し、委託者からの了承を得ること。業務計画書には、次の事項について記載すること。

（ｱ）業務概要
（ｲ）業務行程表
（ｳ）業務従事者一覧表
（ｴ）実施方法（実施期間、捕獲場所、巡回・誘引期間、捕獲方法等）
（ｵ）安全管理規程（連絡体系図、安全指導体制等）

イ　捕獲許可等の申請

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく捕獲許可申請等、業務の実施にあたり必要な許可申請については、委託者と受託者が協議して申請手続きを行うこととする。

ウ　実施体制

エゾシカの生態及び捕獲に関する知見を有する者２名１組以上の体制を原則とする。また、受託者は、現場で作業を実施する際には、必要な狩猟免許（わな猟）を有する者を従事させることとし、委託者が交付する指示書及び北海道が交付する従事者証を携行させるとともに、有害鳥獣駆除員の腕章を着用させること。

エ　資機材の準備

使用するわな、器具等については、受託者が調達すること。なお、委託者が所有する下記の資材も使用可能とする。

委託者が所有する資材
・パネル式囲いわな（１基） 【内訳】パネル柵９枚 落とし扉１枚

パネル連結金具20個 ストッパー20本 パネル補強パイプ２本

⑵　業務内容

ア　囲いわなの設置

パネル式囲いわなを、業務実施場所へ輸送し設置する。囲いわなは、70㎡（追い込み箱含む）程度の規模のものとする。

なお、わなの設置にあたっては、委託者と協議のうえ、現地で最も効率的に捕獲できるよう、適切に設置場所及び設置方法を決めること。

また、わなには標識（住所、氏名、許可証番号等を記載）を設置するとともに、必要に応じて、一般市民への周知が必要な箇所に注意喚起看板等を設置すること。注意喚起看板の設置場所等については、委託者と協議のうえ決めることとする。わな設置及び稼働時の除排雪についても、必要に応じて受託者が実施すること。

イ　自動撮影カメラの設置

囲いわなの周辺及び内部に、エゾシカの誘引状況及び捕獲状況がリアルタイムで確認できるよう、自動撮影カメラを設置する。

また、直射日光や木漏れ日、障害となる草などに注意し、目的の場所が適切に撮影されるよう設置場所及び設置方法を決めること。

ウ　事前誘引

エゾシカのわなへの警戒心を解き、効率的に捕獲を実施することを目的として、わな稼働前に、わなの内部及び周辺に誘引餌（圧ぺんコーン、圧ぺん大麦等）を置き、エゾシカを誘引する。餌は受託者が調達することとし、エゾシカの誘引状況等を踏まえて、種類、量、設置場所等について、より効果的な設置方法を検討すること。

なお、採食等によって餌の量が減っている場合には、餌がなくならないよう適宜新しい餌を補給するとともに、誘引が不調の場合など、古い餌が残っている場合には、古い餌を取り除いたうえで、新しい餌を補給すること。

エ　巡回及び給餌

わな稼働時は、原則週２回以上の頻度で巡回を行うこととし、誘引餌の採食状況、足跡等の痕跡、自動撮影カメラの撮影状況等、エゾシカの誘引状況を確認すること。採食等によって餌の量が減っている場合には、餌がなくならないよう適宜新しい餌を補給するとともに、古い餌が残っている場合には、古い餌を取り除いたうえで、新しい餌を補給すること。

また、巡回の際には、わな及び自動撮影カメラの稼働に不具合や誤作動が発生していないか点検し、不具合等が見受けられた場合には、適切にメンテナンス及び再設置を行うこと。

オ　捕獲

自動撮影カメラ等でわなにかかったことが確認された場合は、可能な限り同日中に捕獲対応を行うこと。捕獲は８回以上実施、または合計70頭以上捕獲のいずれかを完了すること。

カ　捕獲個体の処理

エゾシカの有効活用の観点から、捕獲個体は原則、生体のまま食肉加工場等へ持ち込むこととする。なお、持ち込み先との調整は受託者において行うことと

し、食肉加工場等から持ち込みに伴う対価を受け取ってはならない。また、関係法令等を遵守するなど適正な措置を講じるとともに、委託者が食肉利用の実態等に関する情報提供を求めた際には、速やかにこれに応じること。

また、捕獲個体の状態等により、食肉加工場等への持ち込みが難しい場合は、電気による止め刺しにより、受託者が適切に処理すること。止め刺しの実施場所は委託者と協議して決定することとし、安全面に十分配慮するとともに、捕獲個体に不必要な苦痛を与えないよう適切な方法で行うこと。

キ　わなの撤去

業務終了後、わなを撤去し、捕獲場所から委託者の指示する場所へ輸送し、格納すること。

なお、わな等の撤去箇所については、整地等を行い原形に復旧するとともに、使用した誘引餌は他の動物の誘引を防止するために、速やかに除去し適切に処分すること。

⑶　その他

ア　安全対策の徹底

受託者は、業務の実施にあたり、必要な安全対策を十分に講じること。

なお、委託者は業務上の事故等に係る補償は一切行わないため、受託者は業務従事者の安全対策を十分に講じること。

イ　保険の加入及び補償範囲

受託者は、本業務の履行に伴う事故に備えて、次の要件を満たす傷害保険および損害賠償保険に加入しなければならない。また、契約締結後速やかにその保険証の写しを委託者に提出すること。

（ｱ）　傷害保険：業務従事者自身の業務中の事故による死亡・後遺障害、入院、通院等に対して十分な補償がなされること。

（ｲ）　損害賠償保険：業務の遂行に起因して第三者の身体に損害を与えた場合（対人賠償）や、第三者の財物を損壊した場合（対物賠償）の損害賠償責任を十分に填補できる内容であること。

ウ　エゾシカ以外の動物の誘引及び錯誤捕獲の防止

キツネやヒグマなど、エゾシカ以外の動物を誘引及び捕獲しないよう、十分に配慮すること。

錯誤捕獲によりエゾシカ以外の動物が捕獲された場合には、速やかに委託者の指示を仰ぎ、対応方法について協議すること。

なお、麻酔等を使用し錯誤捕獲個体を放獣することとなった場合に生じた費用については、受託者が負担することとする。

エ　他事業による奨励金等

本業務の捕獲個体を用いて、都道府県、市町村等が行う他事業の奨励金等を受けてはならない。

オ　業務の中止等

天候不良、自然災害等により、業務の実施が困難な場合には、委託者と受託者が協議のうえ、その日の作業を中止することができるものとする。この場合、業務報告書等に中止の理由及び協議内容等について記載すること。

6　提出書類

受託者は、下記の書類を委託者に提出し、承諾を得ること。

⑴　業務着手時

ア　業務計画書
イ　業務着手届
ウ　業務の実施にあたって必要な狩猟免許の写し
エ　捕獲許可申請に必要な従事者名簿
オ　傷害保険及び損害賠償保険の保険証の写し

⑵　業務着手中

ア　作業日報

毎日の誘引・捕獲状況等について作業日報を作成し、原則翌月10日までに提出すること。

イ　自動撮影カメラ等撮影記録

エゾシカの誘引状況等を自動撮影カメラで記録し、撮影データ等を整理したうえで原則翌月10日まで提出すること。

⑶　業務完了時

ア　報告書

業務の実施結果及び捕獲個体の記録・写真等を取りまとめた報告書を作成し、印刷物として１部提出するとともに、報告書及び報告書作成時に使用した図表等の電子データ（PDF形式及び作成時のファイル形式）をCD－ROM等の電子媒体により提出すること。

イ　業務完了届

業務完了後、直ちに１部提出すること。

【提出先】

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課

（札幌市中央区北１条西２丁目　札幌市役所本庁舎12階南側）

7　業務担当者

環境局環境都市推進部環境共生担当課　長野、川合

（札幌市中央区北１条西２丁目　TEL 011-211-2879）